

令和5年4月1日

すべての職員が、仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画（第5期）を策定し、取組を継続していきます。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、所定外労働を削減するため、ノー残業デーの実施継続と職場内への周知・意識啓発を図る。

<対策>

- 令和5年4月～ 毎週水曜日のノー残業デーを継続実施するとともに、定時以降の会議や打合わせを控えるなどの環境整備を行う。
- 令和5年4月～ 所定外労働を削減するため、ノー残業デーには、朝礼や終礼での周知を徹底し、職場内の意識啓発を図る。

目標2：計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を、正規職員1人あたり平均年間12日以上とする。

<対策>

- 令和5年4月～ 各係単位で有給休暇取得予定表の掲示や、休暇取得の進捗状況が確認できる表等を活用した取得促進のための啓発を行う。
- 令和5年4月～ 年次有給休暇の取得日数が少ない職員には、課長・係長が積極的に声をかけ、取得を促す。